

鳥取地方最低賃金審議会
第547回 本審議会 議事要旨

開催日時	令和 6 年 8 月 27 日（火） 10 時 00 分～10 時 30 分		
開催場所	鳥取労働局 4階大会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席 4 人	定数 5 人
	労働者を代表する委員	出席 5 人	定数 5 人
	使用者を代表する委員	出席 5 人	定数 5 人
主要議題	<p>(1) 鳥取県最低賃金の改正決定に係る異議申出について</p> <p>(2) その他</p>		
議 事 要 旨			
<p>(1) 労働者側の1団体から、「最低賃金の大幅な改善と憲法第25条に定める健康で文化的な生活を営む権利を具現する最低賃金制度の役割について再考の上、決定されるよう求める」旨の異議申出が行われた。当該申出に対し鳥取労働局長から鳥取地方最低賃金審議会に諮問が行われた。</p> <p>審議の結果、「改正答申のとおり決定するのが適当」との結論に達し、答申された。</p> <p>(2) 事務局から、鳥取県最低賃金の発効までの流れ、特定最低賃金の改正決定等に係る審議について説明が行われた。</p>			